

『うた日記』(春陽堂刊)・森鷗外記念館(津和野町)所蔵

## 森鷗外『うた日記』の「大野縫殿之助」

森鷗外の『うた日記』は、詩歌による日露戦争従軍日記です。鷗外は明治37年(1904)4月、第二軍軍医部長として広島宇品港(後に広島港と改称)を発ち、5月に遼東半島の東南側沿岸に上陸し、その後各地を転戦しました。『うた日記』には、明治37年3月から明治39年1月の帰国まで、陣中等で詠んだ短歌・俳句・詩・長歌が多数収められています。作品の多くには日付と場所が記されており、戦争の現実と鷗外の詩歌世界を結び付けて理解することができます。

上に掲げたものは、明治40年刊行の『うた日記』(春陽堂)にある「大野縫殿之助」の冒頭部分です。その作品は、一連四行で計十二連からなる七五調の詩です。表題には、「明治三十七年五月二十九日於劉家屯」と付記されています。「劉家屯」は、日露戦争初期に激戦のあった「南山」近くの村落名です。鷗外が所属する第二軍は、南山にあるロシア軍の防御陣地に総攻撃を仕掛け、5月26日夜これを占領しました。この戦闘で日本軍は4千人以上の死傷者を出す結果となりました。ロシア軍は南山敗北を受けて、27日に近くの「青泥窪」(後の「大連」、詩では「だりに」)から退却を始め、30日に日本軍が無血占領するところとなりました。

「大野縫殿之助」の詩は、大野縫殿之助という兵士が単騎で偵察の途上、ロシアの騎兵隊と遭遇し、逃げ入った「だりにの市」で日章旗を屋根に掲げ、ロシア兵を逃げ帰らせたということ、高粱酒を飲みながら集った兵士に語っているというものです。大連の無血占領の契機となった大野のこの行動については、群馬県立女子大学名誉教授渡邊正彦氏が、諸書の資料からほぼその事実を裏付けています。(『群馬県立女子大学 国文学研究』第33号「森鷗外『大野縫殿之助』検証および論—田山花袋との関係など—」)

鷗外の詩にある大野縫殿之助(正確には縫殿助)は、入間郡谷中村(現川越市谷中)の出身で、明治13年2月19日に生まれ、20歳で徴集され、39年2月に復員しました。しかし明治40年8月7日に27歳の若さで亡くなりました。谷中の大野家には、天正5年(1577)の北条氏印判状(川越市指定文化財)が保存されており、その宛所(受取人氏名)にも「大野縫殿助」という名が出てきます。大野家では「縫殿助」は通り名の一つとして使われていたようです。(本文作成にあたり、渡邊正彦氏より多くのご教示をいただきました。また「大野縫殿之助」の全文を6ページに掲載しています。)

# 江戸に進出する川越町人

## —江戸積問屋・川越屋勘兵衛の動向から—

### はじめに

天明4年(1784)、新河岸川の川越五河岸(扇河岸・上新河岸・下新河岸・牛子河岸・寺尾河岸)の船問屋は、15か条にわたる舟運の運営規則を川越町人と取り決めました。これが船方趣法書と呼ばれた取り決めです\*1。

その内容は、船の積荷や難破した場合の対応、河岸場から川越町への陸送は船問屋が担当することなどを決めたものでした。川越町人は、船問屋に荷物の運送を独占する権利を認め、その代わりに安定的な積荷の航行を確保しようとしたものと考えられます。

このように、川越五河岸の船問屋と川越町人は共存共栄の関係ではありましたが、文化7年(1810)や弘化元年(1844)に両者の間で争論が起きました\*2。特に弘化元年の争論では、船賃の値上げに反対した川越町人に対抗して、船問屋は船の運航を10日間ほど停止するなど対立しました\*3。

そのため、川越町人は安定して荷物を江戸に運ぶ手段を模索します。弘化3年(1846)には、仙波東照宮や三芳野天神社の修復用材の積み下ろし場(大仙波村にあったのちの仙波河岸)で、川越藩の荷物を運ぶ場合は、河岸場の船問屋ではなく川越町人にその扱いを命じてくれるよう藩に願い出ています。

### 1. 川越町人による江戸積問屋株の購入

嘉永元年(1848)11月、比企郡小川村(現小川町)の幸七・入間郡小久保村(現川越市)の喜太郎から川越町人に対して提案がありました\*4。それは、比企郡小川村茂兵衛(近江屋)が所有する江戸箱崎町二丁目の建家・蔵と船積みの権利を、川越町人で購入しないかという話でした。

この江戸の積問屋は、隅田川沿いの小網町や箱崎町(現東京都中央区)周辺にあり、関東を中心にした川船の積荷を扱うことから奥川船積問屋とも呼ばれていました。嘉永4年には36人の同業者の仲間がいました\*5。

積問屋は1艘の船も持たず、荷積みの「口銭」(手数料)として運送賃の10%を得ていました。江戸から川越五河岸へ荷物を運ぶ場合は、五河岸の船問屋

などが所有する船が江戸へ荷物を運んだあと、積問屋はその船を使って、江戸から川越へ荷物を運びました。

近江屋茂兵衛が持つ株式は、荒川筋・新河岸川筋の河岸場へ着船する権利を持つ積問屋の株式でした。このうち、箱崎町の屋敷と新河岸川筋の河岸場へ着船する権利が売買の対象となり、神田川沿いにあった出張所と荒川筋の着船する権利は、従来通り近江屋茂兵衛が管理しようとするものでした。

それまで積問屋は新河岸川の船問屋と共同して、運賃の値上げを行うなど、川越町人にとって悩みのたねでもありました。今後の川越城下の発展に積問屋株の購入が不可欠と考えた川越町人惣代16名は、嘉永元年11月川越高沢町名主井上勘兵衛宅にて、代金125両で購入する仮りの議定書を取り交わしました。

表1 川越町惣代一覧

番号	町名	名前	番号	町名	名前
1	鴨町	横田五兵衛	9	南町	高橋屋吉造
2	同	静屋善介	10	喜多町	近江屋平六
3	同	小嶋屋喜右衛門	11	同	加賀屋源八
4	鍛冶町	坂本屋源七	12	同	麻屋利右衛門
5	江戸町	神田代四郎	13	高沢町	丹波屋儀兵衛
6	南町	丹波屋与惣兵衛	14	同	間坂屋忠兵衛
7	同	近江屋弥兵衛	15	同	渡辺吉兵衛
8	同	近江屋茂八	16	同	井上勘兵衛

この積問屋株の購入は川越町人の総意によるものですが、他の町人より井上勘兵衛の名前で行いたいの申し出があり、井上勘兵衛はそれを了承しました。

また、この購入した株式の屋号を、川越町人全体で株式を購入したことから、近江屋から川越屋と改めることになりました。そして、名前は「川越屋十六」と、川越町人惣代16名にちなんだものにしたと内々で決めていましたが、江戸では実際の名前をつけるのが好ましいとされ、結局井上勘兵衛の名前から「川越屋勘兵衛」という屋号に決まりました。

通称「川勘」とも呼ばれ、新河岸川周辺の船問屋の資料などに見られる川越屋勘兵衛はこのように誕生しました。

その後、同年12月25日江戸において本契約を結びました。このときに代金125両のうち65両が、川越町

人側から近江屋茂兵衛へ支払われました。残りの60両については、近江屋で持つ船着き場の地名帳を川越屋へ提出すること、神田川の出張所から新河岸川筋へ荷物を運ぶ権利を明確にすること、以上2点が明らかになるまで延期されました。この点があいまいのまま7年が過ぎ、安政2年（1855）にはこの権利をめぐる争論になります。

## 2. 積問屋株をめぐる争論

### (1) 川越藩内における経過

嘉永元年12月の積問屋株購入の契約が締結されてから7年後の安政2年5月、近江屋茂兵衛の店を管理する和助は突如として、川越屋勘兵衛の店を預る重兵衛に対して、江戸の南町奉行所へ訴えました。訴状は受理され、6月14日に川越屋勘兵衛の重兵衛に対して町奉行所への出頭が命じられました。

この訴状の内容は、嘉永元年に取り決めた代金125両のうち、60両が未払いであるため、既に支払われ

た65両を川越屋へ返すので、元の通り株式を近江屋へ戻して欲しいというものでした。

近江屋茂兵衛が在住する小川村は当時川越藩領でした。店は江戸でも、それを支配する当地人たちは同じ藩領内でした。そのため、6月3日川越町人の井上勘兵衛は川越藩の「町方役所」へ、幕府の町奉行所へ訴えを起こされた一件について報告しました。それをうけて川越藩は、小川村の村役人を川越に呼び出しました。

その後、川越藩の商人取締名主である北野操六により、小川村の名主久七・茂兵衛の父林蔵を川越に呼び出して示談に向けた取り組みが行われました。しかし、65両を返金するので箱崎町の株式を戻せと林蔵はもとの主張を繰り返すのみで、遅々として交渉は進みませんでした。江戸町奉行所への出頭日である6月14日は刻々と迫り、勘兵衛たちは仕方なく江戸での吟味を受けることになりました。

表2 安政2年（1855）箱崎町積問屋株式出入経過

月 日	内 容
5月晦日	小川村茂兵衛江戸店支配人と和助(訴訟方・・・ <b>訴</b> )が、嘉永元年(1848)に川越高沢町井上勘兵衛へ売却した箱崎町の積問屋の株式をめぐる、勘兵衛店支配人重兵衛(相手方・・・ <b>相</b> )を幕府の南町奉行所へ訴える。
6月14日	南町奉行所において町奉行池田による形式的な吟味(公事合)が行われる。以後は南町奉行の吟味方与力による吟味が行われる。
6月16日	南町奉行吟味方与力東条の吟味が始まる。 <b>訴</b> 和助は、神田川で新河岸川へ行く荷積みの権利をめぐる <b>相</b> 勘兵衛と争っているので、以前に売り渡した箱崎町の株式を戻してほしいと訴えるが、東条は認めない。東条は <b>相</b> 重兵衛に残金60両の支払いを命じる。
6月18日	<b>相</b> 重兵衛より、以前株仲間の再結成が命じられたとき、 <b>訴</b> 和助が豊島町名主に提出した書類があるので、確認してほしいと訴える。豊島町名主は積問屋の仕事は不案内なので、小網町名主の普勝に任せる。
6月21日	小網町名主普勝伊十郎が出廷し、以前 <b>訴</b> 和助が提出した書類から、神田川での荷積みの権利は <b>訴</b> 和助にはないことが判明する。 <b>相</b> 重兵衛の主張通り、神田川の権利を <b>訴</b> 和助は <b>相</b> 重兵衛へ戻す方向で示談するよう普勝は言うが、 <b>訴</b> 和助は承伏しない。
7月2日	東条からも、 <b>訴</b> 和助の主張は不当と判断される。東条は示談するよう <b>訴</b> 和助へ指示する。
7月4日	<b>訴</b> 和助が急病のため吟味は延期。
7月26日	<b>訴</b> 和助が病気のため吟味は延期。
8月17日	<b>訴</b> 和助が4年前に豊島町名主に提出した書付を、普勝は <b>訴</b> 和助に見せる。この書付の内容は自分の一存で主人に相談せず書いたので、慈悲のご沙汰を願う。普勝は今更このような主張は認められないと返答する。
8月25日	<b>訴</b> 和助自身は納得したが、主人の <b>訴</b> 茂兵衛は承伏していないため示談できないと <b>訴</b> 和助は主張する。東条は <b>訴</b> 茂兵衛を呼び寄せるよう命じる。
8月晦日	<b>訴</b> 茂兵衛の代理として父 <b>訴</b> 林蔵が出廷する。普勝の意見には承知しなかったが、東条の命令をうけ、神田川の権利は <b>相</b> 重兵衛に渡すことを <b>訴</b> 林蔵は承知する。
9月2日	示談の内容について <b>訴</b> 茂兵衛は承伏せず、その調整は深夜に及ぶ。
9月3日	示談の内容について <b>訴</b> 和助は承伏する。
9月4日	神田川での荷積みについて、 <b>訴</b> 和助が <b>相</b> 重兵衛へ毎年金3両支払う形で、 <b>訴</b> 和助にその権利を認めるように示談案が示される。 <b>訴</b> 林蔵は示談の内容の承伏を渋るため、東条から金3両を金2両に減額するよう命じられ、ようやく <b>訴</b> 林蔵は承知する。
9月5日	<b>相</b> 重兵衛が残金60両を <b>訴</b> 茂兵衛に渡し、済口証文に調印する。
登場人物…和助(訴訟方・小川村茂兵衛江戸店支配人)、茂兵衛(訴訟方・和助主人)、林蔵(訴訟方・茂兵衛父)、重兵衛(相手方・川越高沢町井上勘兵衛江戸店支配人)、東条(裁判の担当役人・江戸南町奉行吟味方与力)、普勝(仲裁人・江戸小網町名主)	

表は、註6の資料などより作成。**訴**は訴訟方(原告)、**相**は相手方(被告)を指す。

## (2) 江戸町奉行所における経過

安政2年(1855)6月14日、江戸南町奉行所に出頭した原告(訴訟方)の近江屋茂兵衛店支配人と和助と、被告(相手方)の川越屋勘兵衛店支配人重兵衛は、町奉行池田播磨守頼方の吟味を受けました\*6。奉行本人による吟味は最初だけという形式的なもので、のちは評定所留役や与力などの下級役人が詳細に審理するのが、江戸時代の裁判の特徴でした。

その後、16日からは南町奉行所吟味方与力東条八太郎による吟味が行われました。返金して箱崎町の積問屋を再度得たいとする訴訟方・和助の主張に対して、それは認められないと東条は一刀両断に申し付けました。一方、相手方・重兵衛には残金の60両の支払いを命じました。

この訴訟で一番問題になったのは、訴訟方・茂兵衛が所有する神田川の出張所から新河岸川筋へ物資を送る権利についてでした。この出張所から荒川筋への輸送は近江屋茂兵衛の持分であることは双方とも異論はありませんでした。

18日再び東条の吟味が行われました。訴訟方・和助が提出した新しい証拠は、与力東条も認めるものであったため、一度は神田川の権利は茂兵衛のものと認められてしまいました。一方、相手方・勘兵衛側の主張はことごとく認められなかったようで、「片押付之御利解」であったと、裁判の経過を川越藩に報告した書類のなかで記されています。

それでも、勘兵衛側は神田川の権利を茂兵衛側に渡すことは納得できないと答えました。たとえ裁判の経費が300両までかかっても仕方ないと覚悟を決めました。また勘兵衛たちが示談を拒否して、幕府の町奉行から咎めを受けても構わないと、川越藩から協力を取り付けました。

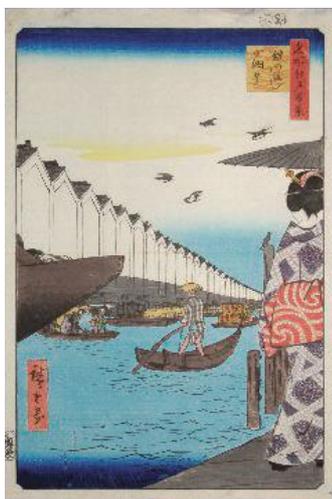


図1  
名所江戸百景  
鑑の渡し小網町  
安政4年(1857)  
足立区立郷土博物館蔵

ところが、川越町人勘兵衛側に有利な証拠が出てきました。それは、天保12~13年(1841~42)に解散を命じられた株仲間という同業者組合が、再び嘉永4年(1851)に結成が認められたときに、訴訟方・和助が豊島町名主へ提出した書類でした。そこには、神田川から船積みする権利について、荒川分だけを残し、残りは全て箱崎町の川越屋勘兵衛へ売り渡したことが書かれてありました。

そのため、東条は、神田川の権利は勘兵衛側にあると認め、同じ奥川船積問屋の仲間行司たちの調停を受け示談するよう指示しました。ところが、訴訟方・和助は書類に書いた内容に記憶がないと言い、全く納得しませんでした。

動かぬ事実を突きつけられた訴訟方の和助は、どうすることもできず、吟味場に遅刻したり、病気と称してその場に行かないなどの不法を繰り返しました。やがて、8月17日には自分で書いた書付を認めました。その後は、主人の茂兵衛とその父林蔵が納得するかどうかという局面に移行しました。

8月晦日、訴訟方・林蔵が町奉行所へ出頭しました。林蔵は一度は積問屋仲間の調停案を受け入れます。それは、神田川の出張所から新河岸川筋へ荷物を運ぶ権利は川越屋勘兵衛にあること、その権利を引き続き近江屋茂兵衛が使用する代金として年間金3両を支払うという内容でした。

ところが、林蔵は再び調停案を拒否します。9月4日与力東条の吟味の間、川越藩の許可がないと行けないなど御託を並べ林蔵は出席しませんでした。しびれをきらした東条は、3両から2両に使用料を減額して示談するよう厳しく申し付けます。

ついに、9月5日に訴答の両者は示談にいたり、その内容を記した済口証文などを取り交わしました\*7。合意の内容は、川越屋勘兵衛は金60両を近江屋茂兵衛へ支払い、一方茂兵衛側は神田川から新河岸川筋へ向かう輸送の使用料として年間に金2両を勘兵衛側へ支払うというものでした。

この時に作成されたのが、次の絵図(図2)です\*8。左下に川越があり、そのそばを「川越川筋」(新河岸川)と、扇河岸から上赤塚まで17か所の河岸場が赤丸で描かれています。その上には、「遊馬」「平方」などの荒川筋の15か所の河岸場が紺色の丸で描かれています。赤丸が勘兵衛の持場、紺丸が茂兵衛の持場です。綾瀬川などに見られる黄色の丸は、両人持ちの場として定められました。

## おわりに

その後、時代は明治となっても川越屋勘兵衛の営業は続けられました。しかし、明治16年（1883）7月7日、川越南町沼田寿平がその株式を金800円で購入しました\*9。明治42年（1909）の仙波河岸の引札には、日本橋箱崎永久橋際に「川越屋治兵衛」とあり、名称は変わりましたが、少なくとも明治のおわりまで積問屋の営業が行われたようです\*10。川越屋勘兵衛・同治兵衛の明治以降の動向についてはわからないことも多いですが、積問屋の存在が明治期の川越町の繁栄を支えた一つの要因であったことがうかがえます。

（学芸担当 宮原一郎）

## 註

\*1. 「船方趣法書」川越市立中央図書館所蔵。『新編埼玉県史 資料編15』691頁。

\*2. 文化7年「乍恐以書付奉願上候（荷物運送滞出入川越町人訴状）」（井上家文書D-2-11-4）。詳細は岡村一郎『川越夜船』（川越叢書刊行会、1954年）を参照。

\*3. 弘化3年「乍恐以書付奉歎願候（大仙波村御揚場川越藩荷物取扱願）」（牛子河岸嶋村家文書194）。

\*4. 「江戸箱崎川勘諸記」（井上家文書B-1）。『元町二丁目井上家文書目録』（川越市教育委員会、2007年）23～38頁。以下、特に断りのない主な歴史的事実はこの資料による。なおこの資料をもとにした研究として、菅野将史「新河岸川舟運における川越城下町商人の動向—嘉永期奥川船積問屋株買い取りをめぐる—」（『史学論集』第41号、駒澤大学大学院史学会、2011年）がある。

\*5. 『大日本近世史料 諸問屋再興調 五』288頁（東京大学出版会、1963年）。

\*6. 江戸町奉行所での吟味やその経過は、井上勘兵衛が記した「豊嶋町一丁目藤吉地借和助相掛株式取戻出入一件当日出并立合訴答申口取扱人見居利解控」（井上家文書B-144）に詳しい。

\*7. 「奥川船積業体一件惣済口証文・規定書別紙一札書写留録記」（井上家文書B-149）。前掲『元町二丁目井上家文書目録』に翻刻あり。

\*8. （新河岸川・荒川筋河岸持場絵図）（井上家文書C-1-7）。

\*9. 「売渡証」（井上家文書C-143）。

\*10. （仙波河岸水運回漕店引札）（斉田美昭氏蔵）。

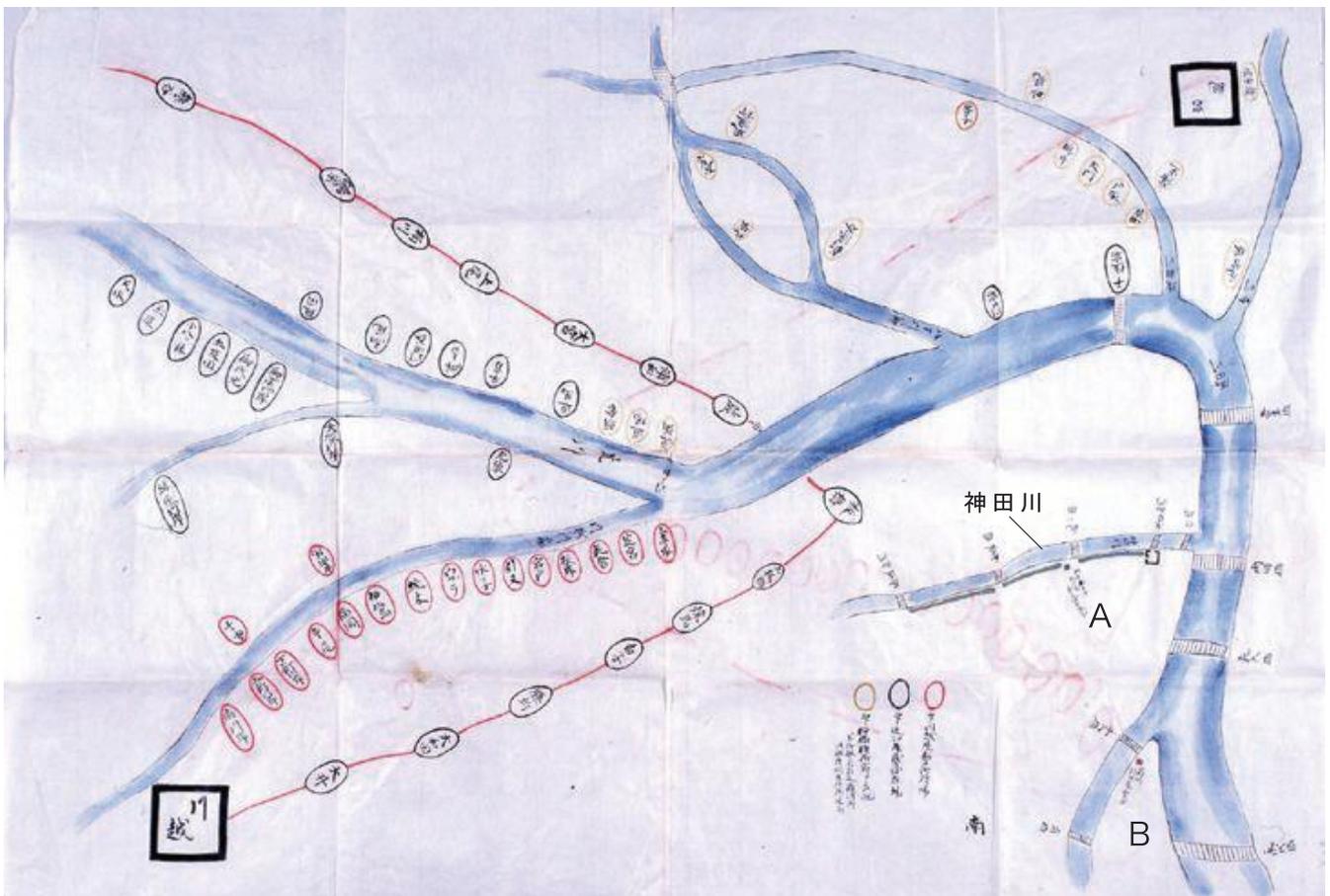


図2 新河岸川・荒川筋河岸持場絵図 安政2年（1855）井上誠一郎氏蔵  
A：柳原土手下 近江屋茂兵衛出張所 B：箱崎 川越屋勘兵衛

# 館長就任にあたって

このたび川越市立博物館長に就任しました田中信と申します。

前任の大野政己館長は、博物館の建設当初から係わり、埼玉県を代表する博物館にまで育て上げてこられた館長さんです。その後を引き継ぎ、責任の重さを今さらながら痛感しております。

さて、一般に博物館の機能は、資料収集、整理保管、調査研究、教育普及といわれています。

当館では、市民の皆様のご協力を頂きながら資料の収集に努め、これまでに4万点近い貴重な資料を収集してきました。それらの資料は、歴史・民俗資料、美術・工芸資料、古文書、図書資料等に分類整理し、燻蒸等を実施して適切な整理保管に努めております。

また調査研究及び教育普及活動としては、収集した資料の調査研究を進めるとともに、展示会・講座・教室を開催し、その成果を皆様に公開しております。教育普及としては、学校との連携を積極的に進め、年間300校以上の学校にご利用いただいております。

その結果、平成2年3月の開館以来、博物館・本丸御殿・蔵造り資料館を合わせ、のべ800万人を超える方々のご来館をいただいております。

ところで、私たちが歴史や文化について学ぶことの意味は、どこにあるのでしょうか？

私は、「温故知新」、そして「来し方行く末を思う」ことだと考えています。

私たち自身、普段の生活の中で「次はどうしよう」と迷う時、過去にあったことを思い起こし、それを参考にして次の行動を決めているかと思えます。

それは社会全体でも同じです。私たちが進むべき道を、望む未来を決めようとするなら、参考となるのは歩んできた過去の歴史や文化です。そこからみんなで考え議論していくことでしか、私たちの進むべき道や望む未来は見えてこないと思います。

皆さまが、個人レベルでも世の中全体でも、その未来を考えようとするとき、博物館の展示物は、そのヒントを必ず与えてくれるはずです。

ところが展示物は、ただ漠然と眺めているだけでは、なにも語りかけてくれません。私たちから目的や視点を持って向き合おうとしなければ、その本質的な姿を私たちにみせてくれません。

普段の生活の中で、その目的や視点に気づくこともたくさんあると思います。また講座や体験教室に参加することは、それに気づくとても良い機会だと思います。

ふと調べてみたいことが思いついたら、または企画展示や講座、体験教室の内容に興味がいいたら、ぜひ博物館にお越しください。今まで気がつかなかった新しい発見がきっとあると思います。

皆様のお越しを心からお待ちしております。



表紙より

## 大野縫殿之助

おほのぬひのすけ 明治三十七年五月二十九日於劉家屯

ゆふひ 夕日かげろふ	きんしゅう 金州の	ともむか 共に迎ふる	みくに人
なんくわんぐわい 南関外の	このもとに	共の野は早く	ひとやより
かおりやんさけ 高粱の酒	くみかほし	金が情に	扱はれし
へいそつ 兵卒さはに	まとゐせり	くしき契を	たたへけり
なか 中にまじらふ	まへい 騎兵あり	ききふ 危急をつけて	かんじん 韓人の
あるみにうむの	水のみを	すむ高どのの	棟の上に
ただ一息に	のみほして	登りたる我	もたらしし
ほりかにこそ	語りけれ	日の御旗をぞ	掲げける
なんたちかち なん達勝に	ほこれども	そを見聞せし	市びとも
みしだん 三つの師団の	ちから 力もて	あらましごと	造りあし
なんざん 南山ひとつ	せんりやう 占領し	みはた み旗とつで	おのがじし
四千の友を	うしなひぬ	屋根に簷端に	たてにけり
われはろしやが	ゆくすゑ 行末を	おおく 追ひ来る敵騎	望み見て
かけて栄を	たの 頼みにし	さてはだりにの	町町も
だりにの市の	せんりやう 占領に	すでに占領	せられしよと
あだし力を	か 籍らざりき	おそれて随即	にげ去りぬ
たいれんわん 大連湾の	にしくま 西隅に	さればだりにの	みなと 港をば
のこ 残れる敵を	もとめんと	かくいふ大野	縫殿之助
わが別れゆく	あせみち 畦道を	ひとりの手にて	とりにきと
てききむれ 敵騎の群ぞ	ふさぎたる	短き髭を	かいなでつ
せんすべしらに	めてのかた	これを聞きたる	兵士等は
だりにの市に	避け入れば	おほの自負を	興がりて
ゆくてに待たる	かんじん 韓人あり	いよいよ賑ふ	さかほかひ
金錫魚とぞ	名のりける	諸声高く	どよめきぬ

山奥は岩波書店隔外全集第十九巻によりましたが、掲載にあたり旧字を現在通行の字体に改めました。

# Information

平成25年度の博物館行事です。(12月まで)

## 展示会・講座・教室 etc.

●…一般向け事業 開催日 講座名  
○…子ども向け事業 内容 申込開始日

7月		20日(土)～第23回収藏品展「情報伝達の道具—伝える・広める—」 ○20(土) 子ども体験教室 うちわを作ろう 7/3 ○27(土)・28(日) 夏休み特別企画 遊びの時間 申込不要 ○25(木) 夏休み子ども体験 ミニ弥生土器を作ろう 7/4 ○31(水) 夏休み子ども体験 探検!となりのまちの博物館 7/5
8月	第23回収藏品展「情報伝達の道具—伝える・広める—」	
	○2(金) 夏休み子ども体験 ミニ灯笼を作ろう 7/6	○24(土) 夏休み子ども体験 親子で木をつかって遊ぼう 7/7
9月	～8日(日) 第23回収藏品展「情報伝達の道具—伝える・広める—」 21日(土)～「平成25年新作名刀展—現代の刀工と刀職—第56回埼玉県名刀展—武士のよそおい—」	
	○7(土) 子ども体験教室 博物館ミステリーツアー 8/13	●28・10/5・12(土) 古文書講座 初級編 往復ハガキにて9/9までに申込
10月	～6日(日) 「平成25年新作名刀展—現代の刀工と刀職—第56回埼玉県名刀展—武士のよそおい—」 19日(土)～第39回企画展「戦国時代の河越—城・城下・村—」	
	○12(土) 子ども体験教室 水引で飾りを作ろう 10/1	○27(日) 子ども体験教室 和楽器体験—三味線・琴に挑戦— 10/2
	●2(水) 裂き織教室 9/5 ●8(火) 裂き織教室 9/5	●19(土) 野外博物館教室 川越まつりの山車曳き体験 10/4 ●27・11/10・17(日) 博物館歴史講座 戦国時代の河越を考える 10/3
11月	～24日(日) 第39回企画展「戦国時代の河越—城・城下・村—」	
	○9(土) 子ども体験教室 ミニ掛け軸作り 11/1	○16(土) 子ども体験教室 布ぞうりを作ろう 11/2
	○23(土) 子ども博物館教室 川越の文化財探検 11/4	●2(土) 野外博物館教室 「戦国時代の河越」関連史跡めぐり未定
	●3(日・文化の日) 民俗芸能実演 「中福の神楽」申込不要	●23(土) 企画展記念講演会 「戦国時代の河越の郷村」(仮題)未定
12月	○14(土) 子ども体験教室 お正月飾りを作ろう 12/1	○21(土) 子ども体験教室 たこを作ろう 12/3

※変更の可能性もあります。申込方法も含め、詳細については「広報川越」またはホームページを御覧ください。  
お問い合わせは博物館まで。

## ●平成24年度●利用状況 博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館

博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも、平成24年度中に、多くの皆様に御来館いただき、誠にありがとうございました。

今後も、より多くの方に御満足いただけるよう、常設展示・企画展示の充実を図っていきたく考えています。

皆様の御来館を心よりお待ちしております。

施設区分	24年度入館者数				1日平均入館者数	開館日数
	一般	大学生 高校生	中学生 以下	合計		
博物館	55,231	2,867	36,220	94,318	324	291
川越城本丸御殿	100,335	3,978	26,279	130,592	438	298
川越市蔵造り資料館	47,328	2,540	25,100	74,968	249	301

## 第23回収蔵品展

### 「情報伝達の道具 ー伝える・広めるー」

会期：7月20日(土)～9月8日(日)

人と人とのつながりは情報を伝え合うことから始まり、くらしをより豊かにするために様々な情報伝達の道具が工夫されてきました。今回の収蔵品展は、寄贈していただいた貴重な資料等の中から、「印刷」「看板」「郵便・通信」「時(とき)」などの情報伝達に係る道具を展示します。



## 平成25年新作名刀展 ー現代の刀工・刀職ー

### ・第56回埼玉県名刀展 ー武士のよそおいー

会期：9月21日(土)～10月6日(日)

公益財団法人 日本美術刀剣保存協会  
・埼玉県刀剣保存協議会と共催

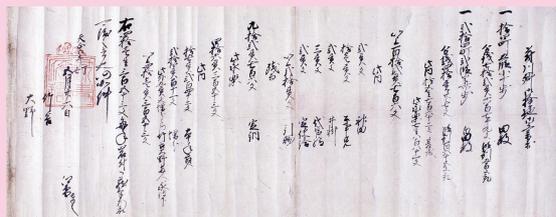
昨年度から当館で開催されることになりました新作名刀展。今年は埼玉県の名刀展と同時開催いたします。期間は短いですが、講演会や美術刀剣の製作に携わる方々の実演など興味ある企画を計画中です。詳細が決まり次第、順次「広報川越」や「博物館ホームページ」でお知らせしますので、ご注目下さい。

## 第39回企画展

### 「戦国時代の河越 ー城・城下・村ー」

会期：10月19日(土)～11月24日(日)

この企画では、戦国時代の河越を城・城下町・村の視点から捉え、この時代の河越ゆかりの古文書類や、戦国時代を象徴する甲冑等を中心に展示いたします。



北条氏検地書出(川越市指定文化財)  
個人蔵、当館寄託

## 利用の御案内

### ◆入館料

区分	博物館	川越城本丸御殿	蔵造り資料館	共通入館(観覧)券			
				博物館・美術館	博物館・本丸御殿・蔵造り資料館	博物館・本丸御殿・蔵造り資料館・美術館	博物館・本丸御殿・蔵造り資料館・美術館・まつり会館
一般	200円(160円)	100円(80円)	100円(80円)	300円	300円	450円	650円
大学生 高校生	100円(80円)	50円(40円)	50円(40円)	150円	150円	220円	450円

※( )内料金は、団体(20名以上、1名につき)の場合

◆開館時間 午前9時から午後5時まで(ただし入館は午後4時30分まで)

◆休館日 月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)※平成25年10月21日は開館第4金曜日(休日を除く)年末年始(12月28日～1月4日)  
館内消毒(6月下旬)特別整理期間(12月下旬)

\*開館時間・休館日は、博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも原則として同じ(館内消毒・特別整理期間は博物館のみ休館、蔵造り資料館は1月2日から開館)

### ◆交通案内

東武東上線・JR川越線 川越駅より

または西武新宿線 本川越駅より、

●東武バスにて「蔵のまち経由」乗車札の辻バス停下車徒歩10分、または「小江戸名所めぐり」乗車博物館前バス停下車徒歩0分

●イーグルバスにて「小江戸巡回バス」乗車博物館・美術館前バス停下車徒歩0分

※御来館の際は、なるべく電車、バスを御利用ください。



平成25年	7月	8月	9月																																										
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																								
	1	2	3	4	5	6		4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	7	8	9	10	11	12	13		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																
	14	15	16	17	18	19	20		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																							
	21	22	23	24	25	26	27		25	26	27	28	29	30	31																														
	28	29	30	31																																									

○印は、3館休館(博物館、資料館、本丸御殿) ◐印は、1館休館(博物館)

## 博物館の最新情報をパソコン又は携帯電話へ配信します

メール配信を希望される方は、川越市ホームページのオンライン「メール配信サービス」から「博物館メール配信」の登録を行ってください。携帯電話では、右のQRコードから登録の手続きができます。随時最新の情報等を配信します。

※登録料および情報提供料は無料ですが、インターネット接続やメールの受信などにかかる費用は利用者の負担となります。



発行日 平成25年7月25日 発行 川越市立博物館

〒350-0053 川越市郭町2丁目30番地1 TEL049-222-5399 FAX049-222-5396

Eメール hakubutsukan@city.kawagoe.saitama.jp ホームページ http://museum.city.kawagoe.saitama.jp/